

柏崎あきんど協議会 需要創出支援事業 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、域内需要が低下している地場の中小企業等の新たな需要創出を図るため、柏崎あきんど協議会（以下、「以下協議会」という。）が毎年度の予算の範囲以内において需要創出支援事業助成金を交付するものとし、その実施における必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 協議会は、商品等の販路の開拓、新たな見込み顧客への情報発信、新商品の開発及び消費者指向の情報収集など事業拡大を目的とした取り組みを行う事業者に対し、助成を行うことにより、事業者の販路開拓を促進し、新たな事業展開や有望な取引先との関係構築を推進させるなど需要創出を促進することを目的とする。

（助成対象者）

第3条 当事業の対象者（以下、「助成対象者」という。）は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）で、次の各号に掲げるものとする。

- （1）柏崎商工会議所小売商業部会及びサービス部会のいずれかを主たる所属部会とするもの
- （2）柏崎市商工会の会員であって、小売業及びサービス業のいずれかを営むもの
- （3）協議会を構成する商店街振興組合、業種組合、及び左記団体に加盟する事業所
- （4）上記（1）から（3）に該当するものが、三分の二を占めるグループ
- （5）上記（1）から（3）に該当するものが中核となる、農商工連携グループ及び新連携グループ
- （6）その他協議会会長（以下、「会長」という。）が認めるもの

2 前各号の定めるもののうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定するものを除く。

（助成対象事業）

第4条 助成対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）見本市・展示会・商談会（自らが主催し開催するもの、及び他団体が主催するものへの出展）
- （2）新商品開発、及びそれらに係る技術指導・助言
- （3）市場調査及び試験的販売

ただし、市場調査においては、回答票、又は、ヒアリング記録の写し全数の提出不可の場合は、助成対象事業としない。（提出された回答票、ヒアリング記録に対しては守秘義務を負うものとする）また、ヒアリング・アンケートを全く伴わない試験的販売、単なる試供品の提供、割引販売（所謂ふるまい）のみの場合は助成対象としない。

- （4）新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入の事業（創業3年以内の事業者による自店 PR・販路拡大に資する事業を含む）
- （5）DX推進・デジタル化に資する事業
- （6）その他会長が需要創出に効果があると認める事業

ただし、前各号の事業であっても次に該当する内容を含む事業は助成対象事業としない。

- （ア）協議会及び柏崎市、柏崎商工会議所、柏崎市商工会が主催又は出展等のとりまとめを行う事業
 - （イ）開催当日の自店取扱商品・サービスの販売・提供を主たる目的とする即売会などの事業
- ただし、販売が主たる目的ではないが、売上を伴い、助成対象経費を上回る売上が予測され

- るもの、もしくは結果的に上回ったものは、助成対象事業としない。
- (ウ) 申請事業の内容や対象設備が、他の補助金や助成金と重複するものは助成対象としない。
- (エ) その他会長が適当でないと判断する事業

(助成対象経費)

第5条 当事業の消費税の本則課税事業者は税抜額、2割特例、免税事業者及び簡易課税事業者は税込額を助成対象経費とする。

助成対象事業	助成対象経費
(1) 見本市・展示会・商談会	<他者が主催する事業への出店> ブース賃借料、出展小間料、参加負担金及びブース装飾に係る費用並びにこれらに係る委託料 (申請者の所有物となる展示物及び機器、係員の旅費交通費を除く) 商談用サンプル購入費、当日配布するチラシ・リーフレット等の制作費 <うちリモート商談会・バーチャル展示会等> 出展料、その他出展に必須となる他の経費。 ※当該事業以外の日常業務においても使用する映像制作費等は除く。 <自らが主催する事業> 会場借上費、会場賃借料、及びブース装飾に係る費用並びにこれらに係る委託料 (申請者の所有物となる展示物及び機器、係員の旅費交通費を除く) 商談用サンプル購入費、当日配布するチラシ・リーフレット等の制作費 (ただし、申請者以外の事業所の出展を有料で募る場合、その出店料を売上と見なし、第4条の(4)－(イ)、及び第6条の※2に当てはめる)
(2) 新商品開発、及びそれらに係る技術指導・助言等	新商品開発に係る試作・改良(こん包資材(最少ロットかつ補助上限額は5万円までとする)、材料費・外注費)、アドバイザー等への謝金、開発に係る会場費、広報宣伝費(総経費の1/2を上限とする、また月額請求の電子広告については補助事業期間内に掲載と支払いが完了するものに限る) パッケージのデザイン及び試作費(量産用の製作費は助成対象外) ただし、50万円以上の委託料については2社以上の見積もり、又は随意契約とする理由書を添付する。(※デザイン費を除く。)
(3) 市場調査及び試験的販売	<市場調査> 調査機関への委託料(個別ヒアリング、書面調査、グループインタビュー等。ただし、申請者が直接支払う、モニターへの謝金を除く)

	<試験的販売> 臨時出店する場合の会場借料、試作品の製造にかかる経費 試作品の販売に使用するパッケージ、当日配布用のビラ等の印刷費、マネキン等の人件費（ただし、申請者本人、及び、従業員等の人件費、旅費交通費を除く）
（４）新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入の事業（創業３年以内の事業者による自店 PR・販路拡大に資する事業を含む） （５）DX推進・デジタル化に資する事業	自店の PR・販路拡大に係る「広報宣伝費」（総経費の 1／2 を上限とし、最大 10 万円までとする。） （※開業 3 年以内の事業者は「広報宣伝費」を総経費の 10／10 を上限とし、最大 10 万円までとする。ただし、開業後 3 年を終えるまでに 1 事業所 1 回を申請限度とする。） （※月額請求の電子広告については補助事業期間内に掲載と支払いが完了するものに限る。） 事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入、据付等に要する「機械装置費」 【対象となる経費例】 ・省力化設備（券売機、エアレジ等）の購入 ・アプリ制作、アプリ導入費用（月額請求のプランについては補助事業期間内に掲載と支払いが完了するものに限る。） ・タブレット購入（アクセサリ類の購入は不可） ※当該事業実施にのみ使用するものが対象となるため、汎用性のあるパソコン・タブレット等については、目的外使用ができないものとする。 【対象とならない経費例】 ・自動車等車両の購入に係る経費 ・文房具等の事務用品等の消耗品代 ・単なる取替え更新の機械装置等の購入 ・（目的・用途に関わらず）既に導入しているソフトウェアの単なる増台や追加購入分のライセンス費用、更新料 ・（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ
（６）その他会長が需要創出に効果があると認める事業	内容について事前に協議し、会長が認めた経費

※HP制作費、広告掲載料、折り込みチラシ制作費、DM等は、通常の営業活動との区別が困難である為、助成対象外とします。但し需要創出に特化した内容で、会長が特別に認める場合を除く。

（助成金額等）

第 6 条 当事業の助成金（以下、「助成金」という。）は、以下の区分により助成率及び上限額を定める。

1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。下限 2 万円とする

事業区分		助成率	上限額
（１）見本市・展示会・商談会	①他者が主催する事業への出店	2／3	30 万
	②自らが主催する事業	2／3	30 万

(2) 新商品開発、及びそれらに係る技術指導・助言		2 / 3	30万
(3) 市場調査及び試験的販売	① 中小企業診断士等が受託する市場調査	2 / 3	30万
	② 以外が受託する市場調査	1 / 2	20万円
	② 試験的販売	2 / 3	30万
(4) 新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入の事業 (※創業3年以内事業者による自店PR・販路拡大に資する事業)		2 / 3	30万
(5) DX推進・デジタル化に資する事業		2 / 3	30万
(6) その他会長が需要創出に効果があると認める事業		1 / 2	20万円

※1 (1)～(4)を組み合わせる場合は、いずれか低い方の助成率で、合計30万円を上限とする。

※2 (1) 見本市・展示会・商談会に出店する際、販売が主たる目的ではないが、一部売上を伴う場合、助成対象経費総額から交付申請額を引いた額(自己負担額)を上回る額の売上があった場合、その上回った額を、交付申請額から減じて交付するものとする。

※3 (3) 試験的販売を行う場合、助成対象経費総額から交付申請額を引いた額(自己負担額)を上回る額の売上があった場合、その上回った額を交付申請額から減じて交付するものとする。

2 前項の助成金は、助成対象事業の開催初日が属する年度の協議会の当事業の予算の範囲内で交付するものとする。

3 申請額より実際の執行額が少なくなった場合、実際の執行額に助成率を乗じた額を交付するものとする。

(助成事業の実施期間)

第7条 当該年度の2月1日から1月末日までとする。

(事前協議)

第8条 当事業の助成金交付を受けようとする者は、あきんど協議会事務局に事前協議書(別記第1号様式)を提出し、確認を受けなければならない。

(交付申請)

第9条 当事業の助成金交付を受けようとする者(以下、「申請事業者」という。)は、協議会が定める募集期間内において、所定の様式(別記第2号様式)にて助成対象事業の交付申請書を会長に提出しなければならない。

2 対象事業の開催初日が属する年度において既に当事業の助成金交付の決定を受けた申請事業者は、同一の申請内容でない限り再度申請を行うことができる。ただし、当該年度の一事業者の助成限度額は総額30万円までとする。

3 法人市民税(個人事業主の場合は市民税)の領収書または、納税証明書の写しを添付する。

(交付決定)

第10条 会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、助成金交付の採否を決定し、申請事業者に通知するものとする。

2 当事業の助成金交付を受ける助成対象者(以下、「助成事業者」という。)は、次の各号の事項について承諾するものとする。

(1) 助成事業完了後3年間、会長より助成事業の成果状況について調査要請があった場合は適宜

状況報告を行うこと。

- (2) 当事業を紹介する広報媒体に、助成事業者に係る事業者名、代表者名、助成対象事業、住所、設立年月、資本金、従業員数、電話番号、メールアドレスを公開する。

3 助成事業者は、次の各号に掲げる日のうち、いずれか早く到来する日までに実績報告書を会長に提出するものとする。

- (1) 助成対象事業終了の日から2か月を経過する日

- (2) 助成対象事業が終了する日が属する年度の2月10日

(事業の変更等)

第11条 助成事業者は、助成対象事業を変更又は中止する場合は所定の申請書により会長の承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第12条 助成事業者が助成金の交付を受けようとするときは、第9条第3項に規定する日までに別に定める実績報告書とともに所定の請求書を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第13条 会長は、助成対象事業に係る実績報告書の提出に対し必要な検査を行い、適当と認めた場合、交付すべき助成金額を決定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の経理)

第14条 助成対象事業に係る収支を明らかにした帳簿や証拠書類等は、当該助成見本市終了後から5年間、保管及び管理しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附記

平成27年6月17日制定

平成28年6月9日一部改定

平成29年6月9日一部改定

令和5年5月18日一部改定

令和6年5月15日一部改定

令和7年5月15日一部改定